「栃木市立小中学校適正配置基本方針」の説明会

市教育委員会では「栃木市立小中学校適正配置基本方針」を策定しました。適正規模の基準や考え方、今後の具体的な取組スケジュール等を中心に説明します。

◆日程、会場および対象地域

・栃木地域　7月12日（火）国府公民館（惣社町）

・大平地域　8月2日（火）大平公民館（大平町蔵井）

・藤岡地域　7月5日（火）藤岡公民館（藤岡町藤岡）

・都賀地域　7月19日（火）都賀公民館（都賀町原宿）

・西方地域　8月9日（火）西方総合文化体育館（西方町本郷）

・岩舟地域　7月26日（火）岩舟公民館（岩舟町静）

◆時間　各日19時～20時

※既に一部の学校で実施をした説明会に参加した方でも、参加できます。

◆対象　保護者、地域住民等

◆問合先

本 教育総務課☎(21)2467

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

毎年7月は、青少年の非行・被害防止全国強調月間です。国・県・市町村が地域民間団体等と連携しながら非行・被害防止活動を展開します。市では、期間中に有害環境浄化活動として店舗の立入調査や街頭補導等を実施します。

◎家庭の日

栃木県は、家族のきずなを大切にするために毎月第3日曜日をふれあい育む「家庭の日」と定めています。市や県有施設では子ども料金の無料化などを行っていますので、ぜひ家族でご利用ください。

◎とちぎの子ども育成憲章

栃木県では、子どもを健全に育てていく基本となるよう「とちぎの子ども育成憲章」を制定しています。詳しくは県人権・青少年男女参画課のホームページへ。

◎青少年に関する相談窓口

【非行問題・不登校など】直接又は電話で青少年育成センター（☎(23)6566）へ。

【いじめ相談電話】専用電話☎(24)0667

☆共通事項

◆相談日　毎週月～金曜日

◆時間　9時～17時

※時間外は留守番電話

◆問合先

青少年育成センター☎(23)6566

児童手当の現況届を忘れずに

児童手当の受給には、毎年6月に児童の養育状況等を確認するための『現況届』の提出が必要です。提出が必要な方には既に案内を郵送しました。

◆提出期限　6月30日（木）

◆提出・問合先

本 子育て支援課☎(21)2222

各総合支所市民生活課窓口

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料通知書の送付

◎納税（納入）通知書

◆対象　保険税（料）を普通徴収（納付書、口座振替）で納める方（10月から特別徴収（年金からの引落とし）に切り替わる方を含む）

◆送付時期　7月15日（金）

※第1期の納期限は8月1日（月）です。

◎特別徴収開始通知書

◆対象　特別徴収（年金からの引落とし）で納める方（10月から特別徴収に切り替わる方を含む）

◆送付時期　8月31日（水）

※来年度の4・6・8月の保険税（料）もお知らせします。

◎変更納税（入）通知書

◆対象　7月以降に、国民健康保険に加入する方、65歳の誕生日を迎える方（介護保険）、75歳の誕生日を迎える方（後期高齢者医療保険）

◆送付時期　おおむね加入月（または誕生月）の翌月

※保険料の特別徴収を希望されない方は、口座振替に変更できる場合があります（介護保険料を除く）。振替口座の通帳と通帳の届出印をお持ちのうえ、問合先で手続きください。

◆問合先

本 市民税課☎(21)2263

求職者のためのセミナー・相談会　シニアの社会参加支援相談会

栃木県が市町を巡回して実施する、求職者やシニアの社会参加支援のための各種相談やセミナーです。

◆開催日　7月14日（木）

◎求職者向け（とちぎジョブモール主催）

○巡回セミナー

◆時間　10時30分～12時

◆テーマ　就職活動のノウハウ

◆講師　とちぎジョブモール相談員

◆定員　10人

○巡回相談会（キャリアカウンセリング）

◆時間　13時、14時、15時

◆内容　就職活動、スキルアップに関するアドバイスなど

◆定員　各時間1人

◎シニア向け（とちぎ生涯現役シニア応援センター主催）

○ぷらっと巡回相談会

◆時間　13時、14時、15時

◆内容　セカンドライフに関することや、ボランティアから就労まで、様々な社会参加活動に関するアドバイスなど

◆定員　各時間1人

☆共通事項

◆場所　市役所3階302会議室

◆費用　無料

◆申込方法　7月13日（水）17時までに、直接または電話で問合先へ。

◆問合先

本 商工振興課☎(21)2371

介護サービス利用の方へ　高齢福祉課からのお知らせ

◎介護保険負担限度額認定証の交付

要介護等認定者が老人福祉施設等に入所または短期入所する場合の食費および居住費（滞在費）を、一定の要件により軽減する制度がありますので、希望される方は申請ください。

◆対象　次の全ての要件を満たす方

①住民票上の世帯全員が市民税非課税（※世帯を分けている場合でも、別世帯の配偶者が課税されている場合は該当となりません）

②預貯金等（有価証券を含みます）が単身1千万円以下、夫婦の場合は2千万円以下であること

③介護保険料を滞納していないこと

◆申請方法　本 高齢福祉課または各総合支所市民生活課へ。預貯金等の状況を確認しますので、申請者名義（配偶者がいる場合は配偶者名義のものも併せて）の通帳等をお持ちください。有効期限が7月末までの認定証をお持ちの方には更新のお知らせを送付します。

※制度の改正により、8月からは、非課税年金（遺族年金や障害年金）収入も含めて利用者負担段階を判定します。これにより、今まで利用者負担段階が第2段階の方で非課税年金を一定額以上受給されている場合には、利用者負担段階が第3段階になる可能性があります。

◎社会福祉法人による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営する「特別養護老人ホーム」「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護」および「小規模多機能型居宅介護」の各サービス（介護予防サービスを含む）については、利用者負担軽減の制度がありますので、利用を希望される方は申請ください。

◆対象　次の全ての要件を満たす方

①住民票上の世帯全員が市民税非課税

②平成27年中の収入（遺族年金、障害年金等の非課税年金および仕送りも含みます）が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること

③預貯金等（有価証券を含みます）の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと（所得税法上の扶養となっている方、医療保険の扶養となっている方は非該当）

⑤介護保険料を滞納していないこと

◆申請方法　本 高齢福祉課または各総合支所市民生活課へ。世帯全員の所得と預貯金等の状況を申告いただきますので、通帳等をお持ちください。

◆問合先

本 高齢福祉課☎(21)2251

後期高齢者医療制度のお知らせ

◎新しい「後期高齢者医療被保険者証」を送付します

後期高齢者医療制度に加入されている方に、新しい被保険者証を、7月下旬に送ります。8月以降病院等を受診する際に必要ですので、ご注意ください（保険料の納付状況により、送付できない場合もあります）。

なお、自己負担割合は、平成27年の住民税課税所得が145万円未満の方は1割、それ以上の方は3割となります。ただし、145万円以上の方でも、平成27年分の収入が左記に該当する場合、1割に変更できる場合があります。

◆対象者

平成27年中の全ての収入の合計が次の金額未満の方

・後期高齢者単身世帯の場合　383万円

・後期高齢者2人以上の世帯の場合　520万円

※該当者には「基準収入額適用申請書」を送付します。関係書類・後期高齢者医療被保険者証・印かんをお持ちのうえ、7月29日（金）までに申請してください。

◎8月から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

現在、減額認定証が交付されている方へ、新しい認定証を、7月下旬に送付する新しい保険証に同封します。診療を受ける際に医療機関に提示すると、医療費の支払いが一定額内にとどまります。

なお、これまで認定証の交付を受けていない方でも、次の要件に該当する場合は交付が受けられますので、申請をしてください。

◆対象者

後期高齢者医療保険に加入の方で、世帯全員が住民税非課税の方

◆申請方法

後期高齢者医療被保険者証・印かんをお持ちのうえ、問合先へ。

◆問合先

本 保険医療課☎(21)2137

各総合支所市民生活課窓口

平成28年度国民年金保険料免除申請（7月1日から）

平成28年7月～平成29年6月までの国民年金保険料の免除申請は、7月1日から受け付けます。学生以外の第1号被保険者で、前年の所得が一定基準以下の場合には、保険料の全額免除・一部納付又は納付猶予（30歳未満の方対象）を受けることができます。退職（失業）された方の所得を審査対象から除外する退職特例免除の制度もあります。

◆申請に必要なもの

年金手帳・印鑑・雇用保険被保険者離職票（退職された方）

※代理申請の場合には、委任状及び代理人の免許証等をお持ちください。

※本人の所得のほか、世帯主（納付猶予は除く）、配偶者の所得も審査対象です。

※27年度に全額免除・若年者納付猶予が承認されており、継続を承認されている方が引き続き同じ免除申請を希望する場合は、手続き不要です。

◆申請問合先

本 保険医療課☎(21)2134

各総合支所市民生活課窓口

平成28年度第1回消防設備士試験

◆日時　9月11日（日）9時～

◆場所　宇都宮工業高等学校（宇都宮市雀宮町）

◆受験資格

・甲種　資格が必要

・乙種　どなたでも

◆試験手数料

甲種5，000円

乙種3，400円

◆申請期間

・電子申請　7月1日（金）～12日（火）

・書面申請　7月4日（月）～15日（金）

◆問合先

（一財）消防試験研究センター栃木県支部

☎028-624-1022

市消防本部予防課☎(22)0072